

# ごん狐はなぜ撃たれたか

——「権狐」・火縄銃・中山様を繋ぐ必然の糸——

有田 和臣

序

1 兵十はなぜ火縄銃をもっていたか

——農民と害獣駆除の歴史——

2 中山様はなぜ登場するか

——農地拡大と「御林」おほやしの実情——

3 「権狐」はなぜ宝蔵倉の前で語られたか

——中山勝時と八幡社・神明社——

4 兵十はなぜ矢勝川で鰻をとるか

——五郷社と神明社が暗示する対立の悲劇——

結

新美南吉が「スパルタンノート」に残した、「ごん狐」の元原稿と思われる「権狐」には、この物語を語り手の「私」に話して聞かせてくれた「茂助爺」のかつての職業、現在の生活状況、話をした場所のほか、物語の時代設定、「中山様と云ふお殿さま」が住んでいたことなど、一見無駄と思われるような、物語成立にかかわる情報が多数盛り込まれている。これら、「ごん狐」ではほぼ消去されてしまった、物語のストーリー進行には無関係と思われる情報のうちに、悲劇的な結末をもつこの物語の由来が隠されているのではないか。この観点から本稿は、「権狐」を主たる対象とし、その成立背景にあつたと考えられる地理的・歴史的情報の勢力図を再構築することにとつとめた。また、その勢力図から読み取り得る物語の陰翳を検討し、この物語の理不尽な幕切れの由来するところを探った。

## 序

「ごん狐」は昭和六年、新美南吉十八歳のとき書かれ、「赤い鳥」昭和七年新年号に掲載された。その際、鈴木三重吉による修正が加えられたと考えられており、これによって元原稿のもっていた地方色が希薄化され、「国民の間で広く共有可能な」本文に変容したことを木村巧が指摘している。<sup>(1)</sup>

元原稿と思われる「権狐」は「赤い鳥に投ず」という但書とともに、南吉が多目的に利用した「スパルタノート」に残されている（『校訂 新美南吉全集』第十卷、一九八一）。これを見れば、この物語の当面の原・口述者である「茂助爺」（「ごん狐」では「茂平」）にかかわる情報や、口述が行われた状況など、物語成立に関わるさまざまな情報が「ごん狐」では、わずかに痕跡を残す程度にまで希薄化されていることがわかる。

本稿は、物語の成立背景を色濃く残存させていると思われる「権狐」を主たる対象とし、「ごん狐」への変容以前にこの物語がもっていたローカリテイのうちに、この物語のもつ理不尽な悲劇性の由来するところを探るものである。作品本文の引用も基本的に「権狐」から行う。またこの場合、作品名と作品中で表記される狐の名が同じ「権狐」と

なるので、両者の混同を避けるため便宜的に前者を「権狐」、後者を「ごん狐」と表記する。

### 1 兵十はなぜ火縄銃をもっていたか

#### ——農民と害獣駆除の歴史

村に住む兵十が、なぜ火縄銃をもっていたか。そもそも兵十の生業は、農業なのか、狩猟なのか、その点から検討したい。新美南吉の『スパルタノート』に残された、「ごん狐」の元原稿とされる「権狐」には、語り手の「茂助爺」（「ごん狐」では「茂平といふおぢいさん」に変更されている）が「若い時、猟師だったさうです」と明示されている。だから兵十もまた猟師だったと見れば一応の筋は通る。しかし、必ずしも猟師でなくとも、火縄銃を常備する農民はいた。

まず、物語に書き込まれた出来事の、設定年代を確認しておく。「権狐」第一節冒頭に、次のようにある。

むかし、徳川様が世をお治めになつてゐられた頃に、中山に、小さなお城があつて、中山様と云ふお殿さまが、少しの家来と住んでゐられました。

右から、江戸時代の話であることは確かだろう。また「中山様」はすでに知られている通り、その子孫が南吉と深い交流をもったという実在の武家である。『半田町史』

には、宮津の城主新海淳尚が岩滑やなべに出城を築き、榊原主殿に居城させていたのを、天文十二年（一五四三）に水野信元が攻め領地を奪取し、中山刑部大輔をこの岩滑城に居城させた、と記録がある。<sup>②</sup>中山勝時（刑部大輔）は織田信長に任せ、天正十年（一五八二）六月二日の本能寺の変に際し、「京都二条城に於て戦死す」と伝えられる。<sup>③</sup>

南吉より五歳年少で、南吉と直接交流のあった中山文夫による回想録<sup>④</sup>、および『半田町史』の記述等によれば、徳川家康と姻戚関係にあった中山氏は江戸時代にも武家として命脈を保ち続けた。分家であった文夫の家は「尾張藩に仕えて代々長沼流兵学師範を家芸としていた」が、明治四年の廃藩置県で父祖の地岩滑村に帰田する。その後、「武士の商法とかで失敗し、明治十六年破産して一家離散」したものの、昭和二年に、文夫の父元若が、知多郡大興寺村で長年勤めた小学校教員を退職して岩滑に帰郷し、南吉一家とも交流をもつこととなる。

「権狐」に描かれた出来事が徳川時代すなわち江戸時代のいつ頃の話かという明らかな指標は物語中に見いだせない。しかし「茂助爺」が若い頃に伝え聞くか見聞きするかし得た話で、そう長く語り伝えられてきた話であるような設定は見られないので、幕末からさほどさかのぼる年代ではなからうと推測できる。そしてこの、徳川時代に中山氏

が岩滑一帯を領した事実と、ごんが火縄銃で撃たれた出来事との間には、必然的なつながりがあると考えられる。この出来事には、江戸時代の農村と鉄砲とくに火縄銃との、農地開拓と害獣駆除をめぐる歴史的な繋がりが背景として見られるからである。

先の問題に戻る。「徳川様」の時代に村落で火縄銃を所持していた兵士の生業は何か。種々の要因を総合すると、おそらく狩猟を生業とする猟師ではなく、農民であった（これについては次節においても再度言及する）。兵士がもっていたのは、農民に所持と発砲が許された、「四季打鉄砲」<sup>⑤</sup>（四季打筒）と呼ばれる火縄銃だった。四季打鉄砲は、猟師のみに所持が許された「猟師鉄砲」とは別に、農民が、田畑を荒らす害獣駆除のために、二月一日から十一月末日までの間、四季を通じて使うことを許された鉄砲を指す。幕府の掟で許された害獣用の鉄砲は、四季打鉄砲のほかにもう一つ、「二季打鉄砲」<sup>⑥</sup>（二季打筒）というものもあったが、これは「四月朔日より七月晦日まで」、つまり初夏から初秋まで二季だけ使うことが許された鉄砲で、「或秋のことでした」と季節の明示がある「権狐」とは若干ながら使用時期がずれるうえ、將軍の鷹を訓練する地域の特例として設定されたものであったようだ。<sup>⑦</sup>「権狐」の舞台となった地域は、これにあたらぬ。

塚本学『生類をめぐる政治』（一九八三）<sup>7</sup>は、秀吉による刀狩令以来、特に十七世紀以降の農村には、武士層がもつ数をはるかに上回る数の鉄砲所持が常態として見られ、時代が下るにつれてその数が増えていったという事実を明らかにした。塚本は、鳥獣害と戦いながら農地を開拓し、耕作を続けるためには鉄砲が不可欠であった農村の状況をとらえ、こうした使用目的の鉄砲を「農具としての鉄砲」と定義する。

主として塚本の調査に依拠しながら、鉄砲が農村にひろまった経緯を追ってみる。まず、全国規模で行われた天正十六年（一五八八）の刀狩令の実情として、鉄砲は没収武器のうちにはさほどの数量を占めていなかったという<sup>8</sup>。これは村に鉄砲がそれほどなかったせいではなく、「熊・猿・鹿を取って皮を上納することを条件に、鉄砲免許の証文を与え<sup>9</sup>」たりしていたという記録が残っているので、害獣防除用等に村に残されたのである。

初期徳川政権のもとでも、「鳥獣害対策用の鉄砲利用」は幕府の認めるところであった。在村鉄砲の規制自体は、明暦三年（一六五七）正月付の、関東の領主・代官を対象とする「盗賊人御穿鑿条々」に始まり、これ以後まず関東一円において治安改善目的の取り締まりが強化されていく。さらに延宝八年（一六八〇）に將軍職に就いた徳川綱吉の

政権下で、鉄砲所持を規制するための「鉄砲改め」が全国規模に拡大された。貞享四年（一六八七）の諸国鉄砲改めでは、実弾発射は獵師のみに許し、鳥獣害を防ぐには空砲だけを許すものとした。しかし空砲でのおどしでは鳥獣害とくに獣害には効果がなく、実情に合わなかったため、元禄二年（一六八九）六月には実弾の発射を条件つきで認めざるを得なかった。

ところで右貞享四年の諸国鉄砲改めで把握された在村の鉄砲は、かなりの数にのぼった。例えば信濃（長野県）では、「表高七万石の松本藩が、幕府の軍役規定によって用意すべき鉄砲数は二〇〇挺」であり、実際の所有数は二三一挺だった。それに対して藩領の村々で確認された鉄砲の数は、合わせて一〇四〇挺とされている。これは松本領のみにみられる現象ではなく、各藩で、在村鉄砲数は軍用鉄砲の数の倍の数にのぼった。十七世紀末に、「武士層のもつ以上の鉄砲が村方にあつた<sup>10</sup>」わけである。

村への鉄砲普及の理由は何か。塚本はさまざまな可能性を検討したうえで、「鉄砲生産者の拡大」（民需めあての鉄砲製造家が各地に出現していた）と、鳥獣害対策用としての「村の鉄砲需要」を主要な理由と結論する。「すでに、鉄砲は、鳥獣と戦って農耕をいとむ上で不可欠の用具となつていくところが、少なくなかった」のだという。農村

に鉄砲への強い需要があり、供給側も整備されてきたため、多くの鉄砲が「農具」として村に購入されるに至ったのである。

これはまた、「十七世紀は、新田開発の盛行期」だったこととも併行しており、「山間地、従来の野獣居住域に耕地を拡大していくうごきは、野獣との食料の奪いあいの中の農耕を意味」した。

それでも綱吉政権のもとで鉄砲が強い規制を受けたことは確かである。しかし宝永六年（一七〇九）正月、綱吉の死の直後、生類憐み令は事実上撤回され、四月には「猪鹿害のとき実弾発射は伺いに及ばず、打留め数届も不要、おとし鉄砲許可も願いに及ばず、獵師鉄砲の相続・増減も代官・領主で判断してよいとする幕法」が出る。「諸国鉄砲改め」が「生類憐み」とともにあったことがうかがわれる。塚本によれば「生類憐み政策」は、家臣が主君に対してある程度の自立性をもちながら仕える、いまだ武士の間に「美風」として残っていたような自主自立の在郷士人的要素を払拭し、主君丸抱えの家臣が温和従順の徳をもって主君に仕えるような文治政治の理想をめざすための政策だった。そして、「諸国鉄砲改めはその中軸的な課題を推進」するものだった。生類憐み政策を、人より鳥獣を大事にした政策というのは正しくない。その証拠に農耕を妨げる鳥

獣を殺すこと自体が禁止されたわけではなかった。鉄砲の使用を幕府が把握・規制することによって、「野獣との戦いにおいても、組織された武力に全面的に依拠させようとする」ところに、真の意図があった。

ただ、農村の実情として鉄砲は、武器であると同時に、また農業経営に不可欠の用具にもなっていたのであり、生類憐み政策の一環としての鉄砲改めは、この点の矛盾を解決できなかったため、農民による自律的な鉄砲使用に、かなりの程度寛容にならざるを得なかったということである。

農民（百姓）と害鳥獣との戦いは、以上のように長い歴史を持っている。農民にとって害獣は、長年の間、その害に苦しみ続けた仇敵といってもよい。とりわけ十六世紀以降、「農具としての鉄砲」をもって、農民たちは作物を鳥獣害から守ってきた。そう考えれば、「いたづら」とは言葉、農作物や家畜を荒らす害獣である狐（ごん狐）を、自宅庭で見かけた兵十が撃つのは当然の反射的行為だった。

長年、歴史的に仇敵同士であり続けた農民と害獣との間で、ここでは兵十とごん狐との間で、自発的に害獣であることをやめたごん狐が誤解により撃たれるという悲劇が起った。そうした構図に、この作品の隠れた主題を読み取り得るのではないだろうか。

## 2 中山様はなぜ登場するか

### ——農地拡大と「御林」の実情おほりんし

害獣と百姓との歴史的な戦いを調査した武井弘一は、上野国緑野郡三波川村（群馬県藤岡市）の記録を例にとり、家綱政権下、寛文二年（一六六二）の法令にもとづく鉄砲改めによって、村に広まっていた鉄砲が登録され、「百姓の鉄砲は没収されずに、そのまま所持することが認められた」際の経緯を説明する。百姓は「鉄砲改めの命令に、ただ黙って応じたわけではなかった」という。延宝四年（一六七六）八月に、名主・伝左衛門は代官に次のような訴状を出している（仮名遣いは武井による）。

鹿・菟・雉・鳩・その外諸鳥ども作物喰い損じ申すに付て、鉄砲持ち申さず候ては罷り成らず候、跡々もかくの如く御改め御座候て、鉄砲・小道具ともに御取り上げ遊ばされ候えども、先規の様子御訴訟申し上げ候  
えば、御捨て遊ばされ鉄砲御預け下され候

鳥獣による作物の食害がひどかったこと、鉄砲なくしてはその防除が困難だったことがわかる。この傾向は、前出塚本の言うように耕地の開拓・拡大にもなっています。ますます大きくなっていった。関東の場合、耕地地面積がどれくらい増えたかについて、武井は次のように言う。

一〇世紀初めから室町時代まで、田畠の面積は二〇万町（約二〇万ヘクタール）前後にしか過ぎなかったが、江戸中期には約七〇万町まで飛躍的に急増した。三・五倍も増えたのである。これだけ耕地を広げるためには、どうしても山を開発しなければできない。当然ながら、本来、そこは鳥や獣の棲みかであったが、耕地となったことで追われてしまい、百姓が暮らす村へ出没しなければならなくなった。だからこそ、鳥獣害に百姓は悩まされたのである。家綱・綱吉政権が百姓に鉄砲使用を認めなければならなかった背景には、こうした自然環境の問題があった。

同様の現象は全国的にあつたと見てよいだろう。武井によればこのため、鉄砲改めの実施に伴い、鉄砲の使用許可を求める農民側からの嘆願書が、各時代に多数残される結果となった。

これらから分かるのは、建前としては幕府に召し上げられた火縄銃が、実際には実用的な害獣駆除対策の用具として、狩猟以外の目的のために農家に保有が許されてきた、という事実である。そして害獣駆除のための「四季打鉄砲」は、村の総意で決まった人物に預けられ、その使用がゆだねられた。兵十が四季打鉄砲の所有をまかされた人物であつたら、銃を所有していても猟師ではなく、農民であ



る可能性が十分認められる。害獣の駆除は必要に応じて夜間にも行われたので、兵十のような身軽な独身者には依頼しやすかっただろう。

そして塚田の見解に従えば、もしも兵十が獵師であったならば、何がしかの蔑視の目で見られることが多かったと考えられ、周囲の農民たちとは対等な関係をもてなかった可能性が高い。村の隣人たちと、親密良好な関係を保っているらしい兵十の人物像とは合致しないのである。

いずれにしても「村の鉄砲は、百姓が野獣のテリトリーへ耕作を広げるのに不可欠の農具となっていた」事実には違いはなく、幕末に向かうにしたがって、「獣に向けた農具として、とくに山村の鉄砲がいつそうふえてい」くことになった。半田市岩滑地区もこうした山村にあたるので、この地区の農民にとっても、四季打鉄砲は必要不可欠な農具であったと考えられる。

ところが、こうした耕地拡大にともなう鳥獣害の増加とは別の、害獣と農民との対立を深刻かつ複雑にする要因があった。江戸前期に耕地が飛躍的に拡大されたために、開発された山林を棲み家としていた鳥獣との戦いが激化したのだが、江戸後期には、さほど耕地は拡大していないにもかかわらず、鳥獣害が増加している事態が見られると武井は言う。したがって「獣害が発生する原因は、耕地の開発

からだけでは説明できない」ので、例えば関東の場合、「どこで獣害が発生していたかに注目」してみると、百姓の「隠し鉄砲」（多くは鉄砲改めの結果、四季打鉄砲として認可された）が多かったのは山間部である。

その山間部の当時の様子を、享保六年（一七二一）に田中丘隅（きゅうぐく）が著した『民間省要』によって見ると、近年、諸国を見まわしても山林が茂っているのは「稀」で、いずれの国でも古くからの木が残っているのは、寺社を除けば領主が直轄する山林である御林（おほやし）のみだという。すなわち、「江戸後期には、山間部が耕地化されていたというよりは、むしろ乱伐により荒廃していた」のである。

そこで幕府は山林を守るため、天保十一年（一八四〇）ころより御林手入（ていれがかり）掛を設け、御林に植林活動をすすめた。この頃の様子を、御林奉行・材木石奉行を務めた山岡伊織（やまおかいおり）が幕末の嘉永三年（一八五〇）に記した『諸国聞見録』によって見れば、「上総・下総・安房・常陸の四カ国では檜が少々、相模国では松があるのみ。上野・下野国では檜が茂るところもあるが木目は下品で、槻（つき）や樅（もみ）もあるが、上材ではない。武蔵国では秩父郡の奥山に多くの檜があるが、多摩郡になると甲斐国に近いところに少しあるだけ」という。

このように良材が少ない理由を、同じく山岡伊織の著書

『諸木養育録』<sup>(27)</sup>に見ることができると、寛政期（一七八九〜一八〇一）には幕府からの命で御林に苗木を植えることもあったが、次第に行われなくなつた。「毎年すぐに収穫できる米と比べると、木を育てるには数十年の時間がかかるので、すぐに結果がみえない。そのため『なんとなく怠り勝ち』になつてしまい、手入れなども行き届かなくなつた。もしくはそうしても無益だといつて、ついにやめてしまう者もいる」というのが、その理由である。

またそれだけでなく、近年は材木の伐り出しは、事業者が「利潤のみを追求して木の伐採だけをおこな」い、種木を残すこともしない。その結果、山は荒れ果てて雑木だけとなり、山林が枯渇する。「木が残されていたとしても、そこは御林のみ」であり、しかも「管理が行き届いていないため雑木林と化し」ていた。

鳥獣害の話にもどれば、人里近くで鳥獣がとくに棲息していたのが、武井氏の調査によれば、右のように雑木林化した「御林」と呼ばれる保護山林である。「定期的な間伐などが行われていなかった」上に、「百姓が御林の木を伐ることは厳禁であつた」ため、「雑木が増え、そこに雑木林の深い茂みを好む獣も棲息するように」なつた。とくに一九世紀以降の農民と害獣との戦いには、「御林」の存在

が深く関与していた、と云うのである。

すると「権狐」冒頭に「中山様と云ふお殿さま」に言及があることに、必然性が見えてくる。この「お殿さま」が管理する「御林」があるから、その「雑木林を拠点にして田畑を「荒らす獣」（武井）、すなわち五郷社のある権現山を拠点とするごん狐のような、家畜や農作物に害をなす鳥獣が増えたのである。

この「江戸時代の領主の管理に属した山林」であつた「御林」にも、いくつかの形態がある。「普通という御林は、幕府勘定奉行の所管または御林奉行の支配に属し、諸国御林帳に登録された山林をいい、公儀林とも呼ばれた。全国諸藩にも同種の山林が存在し、それらも広義の御林に属す。こうした私領では「あえて御林の称呼を避け、  
「御建（立）山（水戸・福井・鳥取・松江・広島・山口・人吉諸藩）、御留山（名古屋・和歌山・高知諸藩）などと称」す藩が多かつたという。寺社の境内林なども、領主が管轄する、御林に準ずる存在だつたようである。

神社の社領は、神領とか御供料所ともいわれ、時代や神社により種類・性格の変遷・差異があつた。徳川政権時の社領については、豊臣秀吉が検地を行った際に由緒ある社に知行を給した方針に従いつつも、新たに配分しなおされたものである。



幕府確立後、幕府から社領安堵の朱印状を交付された社領を朱印領、正式には朱印地といい、国持大名が寄せる黒印状による社領を黒印領（黒印地）といい、黒印領は大名が社領安堵を行なった<sup>30</sup>。

朱印領は將軍が直接朱印状を交付する大規模な社領を指すので、地方の小規模なものほぼ黒印領にあたる。社領の変遷を調査した田中秀和は、弘前八幡宮神主小野家の社務日記を史料として、弘前藩の社領は黒印地と除地に大別され、朱印地は存在しなかったこと、「黒印地は藩主の寄進地で、黒印状をもって給付された知行地である」ことを確認している<sup>31</sup>。

こうした例から、五郷社や、「私」が「茂助爺」から「権狐」の話聞いた若衆蔵（宝蔵倉）のある八幡神社（中山氏の寄進によって建設されたとの記述が『半田町史』にある）といった、物語の舞台となった神社は、仮に黒印地ではなかったとしても、「除地」として領主が管轄するような社領であったことがわかる。ごん狐が棲んでいたと思われる権現山は五郷社の社領であったわけだから、その山林は右の、広義での御林にあたる。

御林では、管理者である領主が地元民に対して「下草や枯枝の採取を認めて山手・下草銭名義の軽租を課し」<sup>32</sup>たりすることもあったようだが、基本的には立ち入りも制限さ

れ、雑木の伐採も禁じられた。農民たちは、ごん狐のような害獣を追い出すために雑木を伐り払いたくても、許可がなくては自由にそうすることはできない。

武井によれば、この目的でようやく許可を得て御林の雑木林を伐り払った事例もあるが、その結果追い出された鳥獣が近隣の別の御林に逃げ込み、さらに問題を大きくしている<sup>34</sup>。結局のところ、「御林の中に猪・鹿が『多く籠もり』、昼夜にかかわりなく作物を食い荒らす」事態となり、鳥獣害を防ぐために、ますます鉄砲が必要不可欠になってくる。こうした状況が続いた江戸後期の農村で、害獣をみかけた農民が「四季打鉄砲」をもっていたら、すぐに発砲してもまったく自然なことなのだ。

「中山様」は、農民に鉄砲を許し、害獣の駆除を支援する存在でいながら、他方では御林（社領）を管轄し、その山林の雑木林を守ること、そこに棲む害獣たちを間接的に支援する存在でもある。見方によっては害獣と農民たちとを互いに仇敵同士として戦わせている張本人だとも言える。その意味で、この物語の中の対立構造をにぎる、実是要の人物だと言うこともできるだろう。この、仇敵同士の間で起こった誤解にもとづく悲劇の意味を、次節以降でさらに検討してみたいと思う。

## 「権狐」はなぜ宝蔵倉の前で語られたか

——中山勝時と八幡社・神明社

物語の語り手である「私」が「茂助爺」から「権狐」の話を聞いたのは、「若衆倉」の前だった。この場所で「権狐」の物語が伝承されたことは、この物語の背景に「中山様」の存在が少なからぬ位置を占めている事実を象徴する。『校定 新美南吉全集』第十卷所載の「権狐」語注（「若衆倉」の項目）<sup>35</sup>は、この若衆倉が「宝蔵倉のこと」とであると明記している。「土地の人は、『わかいしゅぐら』『ほうぞうぐら』『ほうぞうぐら』と呼んでいたが、ふつうは『わかいしゅぐら』でとおっていた」という。

この「宝蔵倉」について『校定 新美南吉全集』第二卷所載の「久助君の話」語注（「宝蔵倉」の項目）<sup>36</sup>は、「八幡神社の大鳥居の東北に宝蔵倉と山車庫があった」、「八幡神社には約一〇〇〇平方メートルほどの広場があり、子どもたちのあそび場とな」っていた、と記しており、「権狐」の語り手である「私」が「よく茂助爺と遊」んだという場所は、やはりこの、宝蔵倉のある八幡神社の境内であったとわかる。

この八幡神社、通称岩滑八幡社はいわくつきで、二つの本社を持っている（そのため狛犬も四体並んでいる）。現

在の社号は「八幡社」となっているのに、鳥居には「神明鳥居」とある。『半田町史』はこの事情を次のように記している。

中山家の旧記に拠れば、元神明社が本社なりしが、中山勝時の岩滑を領せし時伊勢神宮の御師初穂の徴収に來れるより、中山氏之を忌み自ら一寄進を以て八幡社を建設し、以て其初穂を謝絶せり、其時森治郎左衛門に神官たらんことを命じしに、森氏之を辞し榊原某に命ず<sup>37</sup>

岩滑の地を管理・支配した中山家が、伊勢神宮への初穂料を避けるため、「応神天皇をはじめ四柱の神を祭る八幡宮を勧請して八幡社を建てこれを氏神とし」、「わきに神明宮をまつた<sup>38</sup>」ということである。「森治郎左衛門」は中山家の古くからの家臣で、中山氏の末裔中山文夫によれば、「森次郎左衛門は、岩滑村に居城した中山五郎左衛門の家老だった」人物である（「五郎左衛門」は「勝時」の旧名）。中山氏が岩滑に移住してきた際も、森家と手を携えてやってきたと伝えられる。「榊原某」は、岩滑城の元の持ち主だった新海氏の家臣としてこの城に居城していた榊原一族の一人と見られる。

要するに、初穂料を支払うのを嫌い、もともとあった神明社の敷地内に、別の神社（八幡社）を新たに建立し、そ

ちらを主たる本社にしてしまったという強引な話である。

この中山氏が、「中山様と云ふお殿さま」のことに他ならない。「中山様」が水野信元（および水野氏が同盟を結んでいた織田信長）に仕え、「新海氏」から奪取した「岩滑城」に居城することになった経緯は先に述べた。その岩滑城のあった場所が、八幡社のすぐ北西に隣接し南吉作品にも登場する「常福院」のあたりとされる。<sup>(40)</sup> 八幡社境内にも、城跡の面影を残しているという。

若衆蔵、つまり宝蔵倉のあった岩滑八幡社境内は、「中山様」の御膝元であり、その居城である岩滑城に隣接する場所だった。そうした場所で聞いたのが「権狐」の物語であった。このような設定の必然性はどこにあるのか。

生前の南吉を知っていた大石源三は次のような事実を紹介している。

祭礼も四月の本祭礼は八幡宮の祭り、九月の秋祭りは神明宮の祭り、一年に二回の祭礼神事が行われ、年末に氏子に配られるお札も「八幡宮大麻」と「天照大神宮」の二枚が配られています。こうしたことからか、岩滑の村では、江戸時代の末ごろから対立や紛争が多くなっていました。

南吉は、中学生のころ、義烈組の宝蔵倉の前で、中山城主の子孫である中山文夫氏に、

「この岩滑の村が二派に分かれて昔から争いが絶えないのは、お前の先祖の勝時が、氏神さんの神明社があるのに、八幡宮を勧請して八幡社として神明社をわきにまつり、氏神さんをおろしにしたらからだ」と、語っていたということです。<sup>(41)</sup>

義烈組とは、大石によれば南吉が属していた八幡社の山車（義烈組八幡車）の祭礼を担う若衆組のことで、当時は十五歳になると半強制的に入組させられたとのことである。右の記述から、南吉と中山城主の子孫文夫との交流、および南吉の、年若い頃からの郷里の歴史への関心を、知ることができる。

前述したように、「権狐」の時代設定はおそらく幕末に近い頃である。半田市岩滑地区に「対立や紛争」が増えて来たのもその頃であるのならば、この符号に何らかの意味がありそうである。つまりこの岩滑八幡社にまつわる歴史が、物語の背景として重要な意味を担っているのではないかと推測される。岩滑地区の紛争の始まった時期が、「権狐」の物語にふさわしい舞台として、とくに選ばれているのではないかとということである。

『半田町史』の「岩滑村八幡社」の項には、「岩滑村は、天保以来兎角紛擾多くして村治の円満を欠きしと云ふ」<sup>(42)</sup>とあり、あわせて紛争の一例をあげている。天保年間は一八

三〇）一八四四年なので、「江戸時代の末ごろ」にあたる。町史に記載があるほどだから、著しい「紛擾」の状況があったのだろう。「岩滑の村が二派に分かれて昔から争いが絶えない」という南吉の発言がさすのは、長年続くこの村内の争いを指すのかもしれない。

また町史は、「土地の境界其他の紛議」として、「阿久比村との水利関係」もあげている。阿久比村は、南側の岩滑村とは東西に走る矢勝川をはさんで北に隣接する地域であり、ごん狐の棲む五郷社はここに属している。「英比諸村就中植、太古根と半田、岩滑とは、其悪水に將た用水に其紛議あること、古今を通じて殆んど恒例の如くなり居れり」とあるのは、矢勝川をはさんだ北の阿久比地域（植、太古根）と南の岩滑地域（岩滑、半田）が、長年の間水利（汚水処理と用水）をめぐる紛争関係にあったという事実の記述である。『半田町史』はさらに、明治三二年の紛議に始まり、大正三年までの間に起こった九件の紛議の詳細を、実に七頁をさいて記述している。

右もまた「二派に分かれて」の争いには違はなく、しかも町史に記載されているのは南吉の生まれるすこし前から誕生直後にかけての出来事である。各紛争の内容（各村の自己中心的な水利権の主張）から見て、その後もこの対立状況は続いていたと思われる。郷里の歴史に興味をもって

いたらしい南吉は、当然これを認識していたのではないだろうか。そして南吉の言ったという「二派に分かれて」の争いは、岩滑村内の争いのみならず、少なからずこの阿久比と岩滑との争いを含んだ意味を持っていたのではないだろうか。この水脈争いがいつ頃始まったかは町史にも明らかではないが、「古今を通じて」とあるので、明治期以前、すなわち江戸時代にまで遡る可能性を十分推測できる。

矢勝川の北部、五郷社の社に棲むごん狐と、川の南部、岩滑村に住むと思われる兵十（「権狐」第四節から、兵十は「中山様のお城」近辺で暮らしていたとわかる）との「紛議」が描かれる。「権狐」に、この地域に住む人々の対立状況が映し込まれているのではないかと考えられるのである。

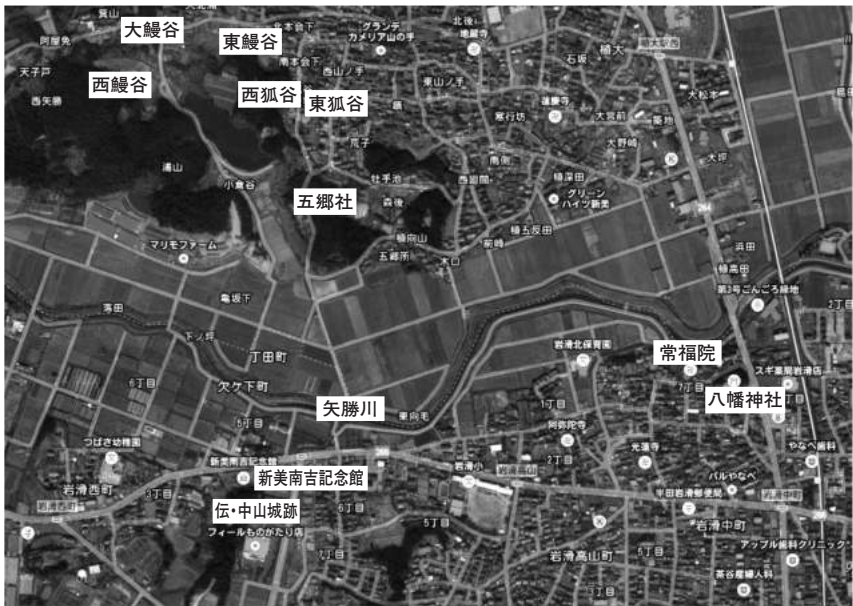
大石による回想にしたがえば、当時の南吉の認識では、八幡社と神明社の対立が「中山様」に由来するのだから、岩滑村内の対立も同じく「中山様」に由来する、ということのようである。その中山様の御膝元である岩滑八幡社の境内で「権狐」が口承されたという設定には、以上の状況をふまえればやはり、何らかの必然性を読み取ることができる。岩滑村内部、および阿久比地区との間に存在した対立状況が、岩滑の氏神である八幡社と神明社の並立・拮抗と関連付けられて、南吉に意識されたのだろう。

つまり、「私」が「権狐」の話聞いた八幡社の若衆倉の前という場所は、南吉が岩滑地区の「対立や紛争」を先鋭に意識・想起させられるロケーションであったに違いない。

論者の推測を補強する事実をさらにあげる。まずこの物語の舞台がもつ地理状況に目を向けたい。「権狐」が、南吉の生まれた岩滑（現・愛知県半田市）周辺の地理を取り入れていることは知られているが、それは五郷社のある権現山や矢勝川だけの話ではない。

五郷社周辺の地理に目を向けてみると、五郷社の北側に「東狐谷」・「西狐谷」という地名が見つかる。さらに北西の方角には、「東鰻谷」・「大鰻谷」・「西鰻谷」がある。すると権現山の裏手には「狐」と「鰻」が控えていることになる。「権狐」に登場するきわめて重要なアイテムである「狐」と「鰻」は、権現山の周辺に地名として存在するわけである(図一参照<sup>④</sup>)。

岩滑周辺の土地柄を知る人が「権狐」を読むとき、すぐにこれが「五郷社(権現山)」とそれに隣接する「狐谷」、「鰻谷」の物語だ、と直感するはずである。加えて権現山の南の裾側に流れる矢勝川と、川のすぐ南に位置する岩滑城跡を想起させる「中山様」および八幡社境内の「若衆倉」も登場する。地域外の者にはなじみが薄いであろう地



【図一】「権狐関係地図」



方色を、濃厚に盛り込んだ物語なのだ。

さらに、実はこの、矢勝川をはさんで北側に位置する五郷社と、南側に位置する八幡社との関係もまた、肉親同士の対立を暗示しているところに、「権狐」に盛り込まれた岩滑周辺の地理関係が、物語成立にとって必然であったことをうかがわせる。具体的には五郷社と、八幡社の隣に祀られる、元々の本社であった神明社とは、古事記に期された神々の対立を想起させる関係にあり、その点に、阿久比と岩滑の対立、およびごん狐と兵十の対立との、相似性を見ることが出来る。次節で続けてこれを検討する。

#### 4 兵十はなぜ矢勝川で鰻をとるか

##### ——五郷社と神明社が暗示する対立の悲劇

ごん狐が棲む権現山には「五郷社（権現神社）」があり、地元の人々は昔から「権現さん」と呼んでいたという。この五郷社は「素盞鳴命」を祭神としている<sup>(45)</sup>。一方、矢勝川をはさんで南側、八幡神社の本社と並び祀られている「神明社」は、伊勢神宮を総本社とする神社であり、「天照大神」を主祭神とする。この「素盞鳴命」と「天照大神」は「古事記」中で互いに関係深い二神である。

南吉の「権狐」が掲載された児童向け文芸誌『赤い鳥』に、この雑誌を主宰する鈴木三重吉が、『古事記』を児童

向けにやさしく書き直した物語を連載している（のちに『赤い鳥』に投稿を繰り返した南吉がこれを読んだ可能性は高い）。『古事記物語（上巻・下巻）』として赤い鳥社より出版もされた。上巻の最初から二番目に出てくる「天の岩屋」の章は、「須佐之男命」と「天照大神」のエピソードを扱っている。

以下に、「天の岩屋」のストーリーを追ってみる。父伊弉諾命の命で、「天照大神」と、二番目の弟さまの月読命」とは、「それごとく大空と夜の国とお治めにな」っているが、「二番目のお子様須佐之男命だけは」言いつけを守らず、「いつまでたつても大海を治めようとなさらないばかりか、（中略）大きな大人におなりになつても、やつぱり、赤ん坊のやうに、絶えまもなくわんくわんくお泣き狂ひになつて、どうにもかうにも手のつけやうがない。伊弉諾命がとがめると、須佐之男命は、「私はお母さまのお側へ行きたいから泣くのです。」と答える。「お腹立ちにな」った「伊弉諾命」は、「そんな勝手な子は、この国におく訳には行かない。どこへなりと出て行け。」と仰る。「それでは、お姉上さまにおいとま乞ひをして来よう。」と高天原をめざしていくと、「世界中がみしくと震ひ動」き、天照大神は「きつと私の国を奪ひ取らうと思つて出て来たに相違ない。」と思ひ、武装し



て待ちうける。須佐之男命は次のように言う。

「いえ、私は決して悪いことをしにまゐつたのではありません。お父さまが、私の泣いてゐるのを御覧になつて、なぜ泣くかとお咎めになつたので、お母上のいらつしやるどころへ行きたいからですと申上げると、大さうお怒りになつて、いきなり出て行つてしまへど仰るので、あなたにお分れをしまゐつたのです」と、お言ひわけをなさいました。

「女神」は「すぐには御信用にならない」で、「証拠を見せよ。」と言う。「命」は、「それではお互に子を生んであかしを立てませう。生れた子によつて、二人の心のよしあしがわかります」と応じた。この賭けで天照大神を納得させた須佐之男命は、図に乗つて暴れ出し、「女神が作らせになつてゐる田の畔をこはしたり、溝を埋めたり、しまひには女神がお初穂を召し上げる御殿へ、うんこをひりちらすといふような、ひどひ乱暴」をはたらいだ。最初、命をかばつていた女神も、「とう／＼ゐたゝまれなくおなりになつて、天の岩屋といふ石室の中へお隠れにな」つた。何とか女神を岩戸から引き出すことに成功した神々は、罰として須佐之男命に「御身代をすつかり差出させ、その上に、立派なお髯も切り取り、手足の爪まで剃ぎ取つて、下界へ追ひ下し」た。

以上に、五郷社と神明社それぞれの祭神であるスサノオとアマテラスのエピソードを、鈴木三重吉著『古事記物語』本文に即してたどつた。このエピソードはまず、父イザナギの命令を発端とする二柱の神の対立を描いている点で、中山城主を介しての八幡社と神明社の並立・拮抗（同じ境内での争い、すなわち岩滑村内での争い）を思わせる。さらに、母を恋い慕うスサノオの、さびしさに発する幼い愛情の裏返しと見られる、アマテラスに対する乱暴狼藉からは、親離れた大人でありながらいたずらを繰り返す、孤独な「ごん狐」の心情と行為を彷彿とさせられる。その点で、幼くして実母を亡くしている南吉に通ずるところもある。また五郷社と神明社の位置関係により、北の阿久比と南の岩滑の対立を想起させられる。

こうして、矢勝川をはさんで南北に対峙する五郷社と神明社（八幡社）は、物語の重要な舞台でありながら同時に、神々の間の対立・紛争を暗示するものとなつてゐる。神様の間での対立構造は、南吉が住む地域の対立構造を暗示する。こうした対立状況への批判意識が、ごん狐と兵十との対立およびそれに起因する誤解と悲劇として、「権狐」の物語に織り込まれてゐるのではないかと、考えられるわけである。

中山文夫『私の南吉覚書』によると、中山家が岩滑に帰

郷して一年たった昭和三年には、南吉は中山家に入り浸りのように「気楽に入つて来る様になった」という。そして文夫の母親、しゑに、中山家が岩滑に帰郷するまで暮らしていた大興寺村の昔話や民話の類をしきりとねだつたこと、それらの多くが狐にまつわる話であつたことを記している。

その年十月に、しゑは岩滑村光蓮寺の秋季永代経の日のための出し物を「仮名手本忠臣蔵お軽勘平ノ段」と決め、光蓮寺で稽古した。出し物は直前に中止になつたが、稽古は「大抵の村人が観覧」したというから、中山家に入り浸りの南吉はもちろん見ただろう。これは「田舎芝居の型通り、定九朗の役は抜いて、舅の与一兵衛が狐と間違えられて、昔武士今獺師の勘平に火縄銃で撃たれるという筋」<sup>(48)</sup>だつた。

身内を誤解により撃つてしまう（本来の仮名手本忠臣蔵では、撃つたと勘違いして勘平が自害してしまうが）「お軽勘平ノ段」の悲劇性もまた、「権狐」に通ずるものをもっている。南吉はここからヒントを得たかもしれない。

そうでなかったとしても、ごん狐が撃たれた結末には、対立する仇敵同士の間で起こるべくして起こつた悲劇的な出来事を見せつけることにより、南吉の郷里がかかえていた暗い実情をまざまざと想起させるという、隠れた意図が織り込まれていると考え得る。

兵十が矢勝川で鰻をとるところから、事件は始まる。矢

勝川は、この地域の主要な紛争の種であつた水運に係属するのみならず、矢勝川をはさんで対立する阿久比と岩滑の境界線でもあつた。ここで兵十が鰻をとるのは、紛争の間点、紛争の発生点を暗示する為であつたのだろう（そもそも二つの地域が伝統的に水利権を争つていた川で、実際に一村人が勝手に魚や鰻の漁ができるものか疑問がもたれる）。物語の、大変象徴的な出だしというべきではないだろうか。そしてごん狐が撃たれることによつて、この地域を支配する対立構造の悲劇性が、決定的に印象づけられることになるのである。

## 結

南吉の故郷である岩滑の、物語の時間である江戸時代末期、および作者南吉の同時代である大正から昭和初期にかけての、地理的・歴史的状况に遡及することによつて、「ごん狐」の原型であつたと思われる「権狐」成立の背景、およびそれが物語にもたらしたはずの陰翳、すなわちこの地域に伝承されてきた負の構造の悲劇性を抽出した。

十八歳の南吉が、この土地にかかわるこれらの地理的・歴史的要因をどこまで意識し得たかは定かでないが、生まれ故郷で得た題材に根差す物語を発想した時、そこにこの土地にまつわるローカリティが必然的に織り込まれる結果

になつたであろうことは否定し得ないだろう。

なお、物語の口承者の役割を与えられた孤独な元獵師「茂助爺」が何者であるか、物語中でどのような位相を担うかについては、論じ残した。今後の課題としたい。

#### 注

引用にあたり、旧字は適宜新字に改めた。

- (1) 木村巧「新美南吉『権狐』論——『権狐』から『ごん狐』へ」(『岡山大学教育学部研究論集』一一一号、一九九九年七月)

- (2) 愛知県知多郡半田町編『半田町史』一九二六年、四五頁(「岩滑城」の項)  
原文は次の通り。

天文十二年水野信元兵を挙げて新海氏を攻め領地を奪取し、岩滑城には中山刑部大輔をして之に居らしむ。

- (3) 同、四六頁  
原文は次の通り。

又尾陽雜記州府志には、矢奈部の城主中山勝時は水野右衛門太夫忠政の婿と為り、五郎左衛門と称し刑部大輔たり、後ち織田氏に仕へ天正十年六月二日京都二條城に於て戦死すとあり。

- (4) 中山文夫『私の南吉覚書』小栗大造、二〇〇五年(自費出版)

- (5) 塚本学『生類をめぐる政治—元禄のフォークロア』平凡社、一九八三年、平凡社ライブラリー、一九九三年八月、講談社学術文庫、二〇一三年二月、八二頁

- (6) 武井弘一『鉄砲を手放さなかつた百姓たち 刀狩りから幕末まで』(朝日新聞出版、二〇一〇年六月)、一一六頁

- (7) 前掲『生類をめぐる政治』

- (8) 宮川満『太閤検地論(第3部)』基本史料とその解説(御茶の水書房、一九六三年、宮川満著作集6 太閤検地論第3部)第一書房、一九九九年九月)

- (9) 前掲『生類をめぐる政治』十六頁

- (10) 同、十二頁

- (11) 同、四十頁

- (12) 同、四一頁

- (13) 同、五十頁

- (14) 同、五一頁

- (15) 塚本が『生類をめぐる政治』中における害獣の一覧には「キツネ」も含まれており、「堤に穴」、「瓜、大豆」(の食害)、「肥料(鰯)喰う」(二五四頁)などの害があげられている。「肥料(鰯)喰う」とは、「干鰯等の肥料を食おうとして作物の根を掘りかえず害」(二五六頁)を指す。兵十への罪滅ぼしのため、ごん狐が鰯を盗んで兵十の家の中に投げ込むのは、こうした狐の習性をふまえたものと思われる。

- (16) 前掲『鉄砲を手放さなかつた百姓たち』三八頁

- (17) 『今度御公儀様より鉄砲御改之上諸事小道具共二御取上ヶ被遊候二付而御訴詔申上候事 先規の通り鉄砲御預ケ願』(『群馬県立文書館収蔵文書目録12 多野郡鬼石町 飯塚家文書(2)』一〇一三五、平成六年三月、一〇九頁)

- (18) 前掲『鉄砲を手放さなかつた百姓たち』七二頁、典拠は、土木学会編『明治以前日本土木史』岩波書店、一九三六年

- (19) 「威し鉄砲(威し筒)」というものもあつたが、これは空砲

で鳥獸を脅して追い払う目的のもので、いつ頃、何回使用するのかをお上に報告する義務があり、実弾の装填は許されていなかった。

また、須川薫雄氏の報告によれば、火縄銃の威力はかなりのものであり、五十メートル離れた場所から厚い鋼板も撃ち抜く能力があった。当時の足軽が身につけていた具足を撃つ実験の結果、「たとえ完全装備の具足を纏っていたとしても、火縄銃がまともに胴体に命中すれば撃たれた兵はまず助からない」とのことである（須川薫雄『威力の実験——はたして鎧は鉄砲に対抗できたか』、『日本の武器兵器』ウェブサイト、<http://www.japaneseweapons.com/hinawajyu/iryoku/>、二〇〇九年）。至近距離から兵十に撃たれたくんが助かる見込みはない。

(20) 前掲『生類をめぐる政治』（六三頁）による。

塚田は、「幕法が、獵師身分を限定する意図のもとで、獵師卑賤観をとっていること」に注意を促し、次のように言う。元禄二年六月令（『令条』四七一―七二）が、獵師以外のものによる野獸銃殺を条件付きで認めたと、条件のひとつは、獸肉皮の利用を禁止、埋めおくことを命じるものであった。獵師だけが、獸肉皮利用を許される。それは獸肉皮利用者に対する卑賤視と引替えに、かれらに与えられた実利であったにちがいない。

本来ならば幕府が直接管轄すべき鉄砲を自由に持たせる代わりに、そうした自由をもつ獵師に被賤視的な位置づけを与えることで、例外性を保つ、ということである。塚田は次のようにも言い、獵師であることに、ある種の孤独がともなうことを指摘している。

実際には、庄屋クラスのをふくんで、大量の獵師鉄砲が登録され、幕府の獵師身分確定の意図は十分には達成されなかった。ただし、專業獵師が、主家から自立して村抱えになった例を考えると、そこにはやはり、賤視観念をまぬかれなかった面を感じさせるものがある。

(21) 藤木久志『刀狩り―武器を封印した民衆』岩波新書、二〇〇五年八月、一六九頁

(22) 前掲『半田町史』には、江戸期を通じて継続された、岩滑の新田開発についての記録が残されている（七九頁）。

(23) 『村里百姓山林のこと』（田中休愚（丘隅）著・村上直校訂『新訂民間省要』有隣堂、一九九六、七二頁）

(24) 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』二〇三頁

(25) 山岡檜山（伊織）『諸木聞見録 諸木養育録 三卷一冊』東北大学付属図書館狩野文庫一九二七六一

(26) 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』（二〇五頁）による。

(27) 前掲『諸木聞見録 諸木養育録 三卷一冊』一九二七六一

(28) 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』二〇五頁  
原文は次の通り。

米穀の如く早速の験しほなければ、何となく怠り勝ちになりて、手入れたもも届とどき難く、または無益のように申し成すな族もあるにや、終に止とどみぬる事もあり

（前掲『諸木聞見録 諸木養育録 三卷一冊』一九二七六一―）

前掲『半田町史』にも、江戸末期に近づくにつれて、「山林の伐採」許可は申請するものの、許可された数倍の数の伐採を行う者があとを絶たず、山林が枯渇して行ったという

「岩滑村」の例があげられている（一九六頁）。

(29) 所三男「御林」（『国史大辞典』吉川弘文館、一九八〇年一月）

(30) 中野幡能「社領」（『国史大辞典』吉川弘文館、一九八六年十一月）

(31) 『弘前八幡宮古文書』弘前大学付属図書館所蔵

(32) 田中秀和「寺社領の変遷と神仏分離政策の動向・弘前藩を事例に」（弘前大学国史研究）七九、一九八五年十月

(33) 前掲「御林」

(34) 前掲「鉄砲を手放さなかつた百姓たち」二一〇頁

(35) 「若衆倉」（「権狐」語注、『校定 新美南吉全集』第十巻、大日本図書、一八八二年二月、六七七頁）

(36) 「宝蔵倉」（「久助君の話」語注、『校定 新美南吉全集』第二巻、大日本図書、一八八〇年六月、一四三頁）

(37) 前掲『半田町史』一二五頁

(38) 大石源三『改訂版』ごんぎつねのふるさと 新美南吉の生涯 エフエー出版、一九九三年四月、十八頁

(39) 前掲『私の南吉覚書』八頁

なお、文夫の父本若が小学校教員を退職後、移住していた大興寺村から岩滑に帰郷したのも、森氏一族の強い勧めによるという。

(40) 前掲『半田町史』四五頁（「岩滑城」の項）

また、中山文夫『私の南吉覚書』は、中山家の家老であった森一族が、「中山城跡は岩滑小学校の西、岩滑新田寄りにある」と信じていた（「十四頁」と伝えており、そうであれば現在の新美南吉記念館から南にかけての、木の生い茂つたなだらかな丘になっているあたりということになる。しかし

『半田町史』中の「中山城跡」の項を見ても判然としない。別宅のようなものがここにもあったかと推測される。

(41) 前掲『改訂版』ごんぎつねのふるさと 新美南吉の生涯 十九頁

(42) 前掲『半田町史』一〇八頁（「岩滑村八幡社」の項）

(43) 同、百十一頁（「阿久比との水利関係」の項）

(44) 【図一】「権狐関係地図」地図映像は google map による。地名記入は論者による。あわせて【図二】も参照されたい。

(45) 五郷社の「境内案内」には次のようにある。

社名 五郷社

祭神 素盞鳴命と伝えらる

祭礼 旧暦八朔

沿革 往古英比五郷の総鎮守の社ともいわれ、権現社と称した。天徳二年（九六三）創建されたという。最

古の記録は暦応二年（一三四二）と記された棟札が現存している。この神社のご神徳は偉大にして、

靈驗灼なるものがある。

(46) 鈴木三重吉『古事記物語』上巻・下巻 赤い鳥社、大正九年十一月・十二月

なお、本書について本学教授坂井健氏より示唆を受けた。

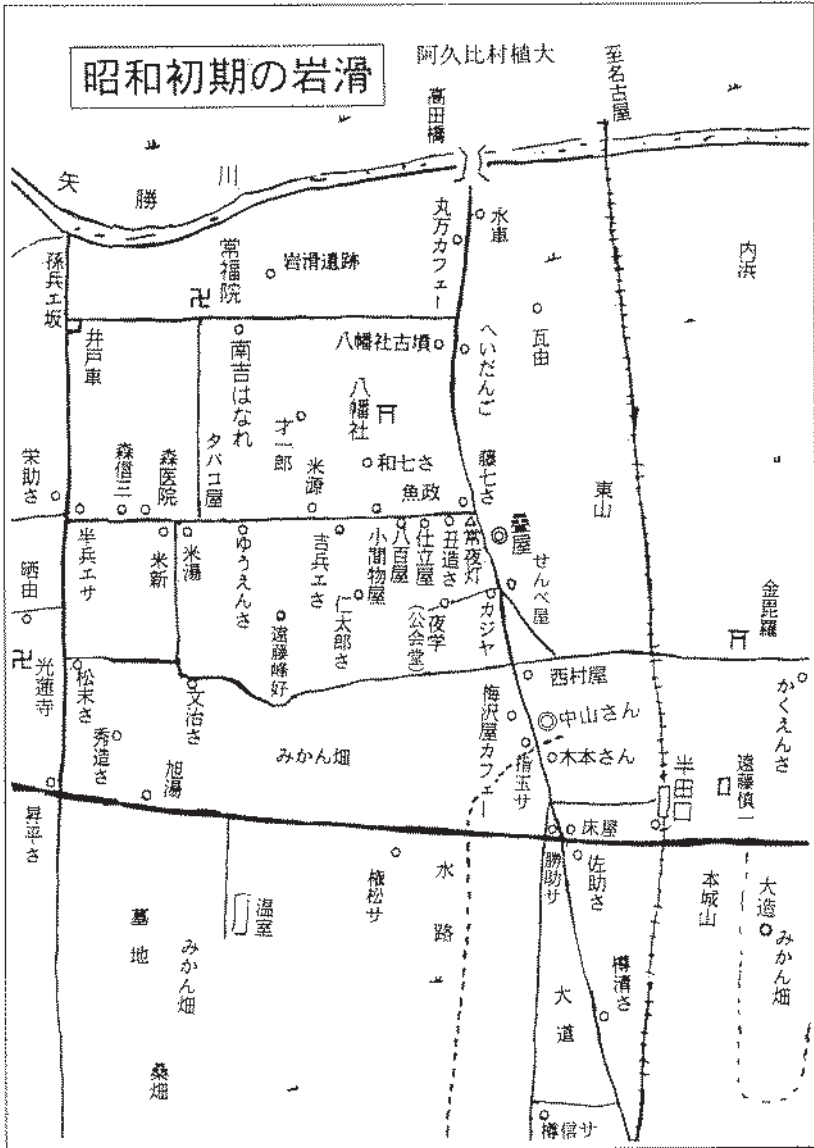
(47) 鈴木三重吉『古事記物語』上巻 赤い鳥社、大正九年十一月、三七頁

(48) 前掲『私の南吉覚書』二八頁

(49) 同、三三頁

(50) 「権狐」中では「背戸川」とされているが、これが「矢勝川」のことであると、『校定 新美南吉全集』第二巻「耳」語注（三五八頁）は明示している。

# 昭和初期の岩滑



【図二】「昭和初期の岩滑」、中山文夫『私の南吉覚書』二〇七頁（◎晝屋」は南吉生家、「○中山さん」は中山文夫宅）